

改 正 案

現 行

（特定無線設備等）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一～十一の十四（略）

一～十一の十四（略）

十一の十五 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十六 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十七 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十八 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十九 設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十五 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則第四十九条の六の十二においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつ

て、送信パルス長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、
一、一五・六マイクロ秒又は一、六七・六八マイクロ秒の自然数倍の
値のもの

十二丁五十七 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号、
第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第
十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一
号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十
一号の二十六、第二十一号、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十
四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合する
ものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験
項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣
が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄
の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

改正案の表については、別紙1参照

注1 15 (略)

16 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う
無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備
の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の
無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するも
の、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信

十二丁五十七 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号、
第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第
十一号の十一、第十一号の十二、第二十一号、第二十二号、第五十一号、第
五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合する
ものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験
項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣
が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄
の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

現行の表については、別紙2参照

注1 15 (略)

16 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う
無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備
の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の
無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するも
の、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信

ヤ・ㇿ (盤)

11・11 (盤)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局 (PHS の陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。) 携帯局、第 2 条第 1 項第 1 号の 4 に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第 1 号の 15 に規定する無線局、同項第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 6 号の 3 に規定する構内無線局、同項第 10 号の 3、第 11 号の 2、第 11 号の 2 の 2、第 11 号の 5、第 11 号の 6 から第 11 号の 6 の 3 まで、第 11 号の 9、第 11 号の 10 から第 11 号の 10 の 3 まで、第 11 号の 13、第 11 号の 14、第 11 号の 16、第 11 号の 18、第 11 号の 20、第 11 号の 22、第 11 号の 24、第 11 号の 27、第 11 号の 28、第 15 号、第 19 号の 5、第 19 号の 6 若しくは第 31 号の 2 に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 16 号から第 18 号まで、第 24 号、第 38 号、第 44 号若しくは第 45 号に規定する固定局、同項第 20 号若しくは第 20 号の 2 に規定するデジタル指令局、PHS の基地局、PHS の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくは PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 25 号の 4 に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第 27 号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第 19 号の 7、第 19 号の 8、第 41 号若しくは第 43 号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項

ヤ・ㇿ (盤)

11・11 (盤)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局 (PHS の陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。) 携帯局、第 2 条第 1 項第 1 号の 4 に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第 1 号の 15 に規定する無線局、同項第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 6 号の 3 に規定する構内無線局、同項第 10 号の 3、第 11 号の 2、第 11 号の 2 の 2、第 11 号の 5、第 11 号の 6 から第 11 号の 6 の 3 まで、第 11 号の 9、第 11 号の 10 から第 11 号の 10 の 3 まで、第 11 号の 13、第 11 号の 14、第 15 号、第 19 号の 5、第 19 号の 6 若しくは第 31 号の 2 に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 16 号から第 18 号まで、第 24 号、第 38 号、第 44 号若しくは第 45 号に規定する固定局、同項第 20 号若しくは第 20 号の 2 に規定するデジタル指令局、PHS の基地局、PHS の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくは PHS の通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 25 号の 4 に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第 27 号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第 19 号の 7、第 19 号の 8、第 41 号若しくは第 43 号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第 49 号若しくは第 50 号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第 53 号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第 55 号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等

第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

第二～第六 (略)

別表第三号～六号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

様式 (略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の14に掲げる無線設備	RW
第2条第1項第11号の15に掲げる無線設備	DU
第2条第1項第11号の16に掲げる無線設備	EU

を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

第二～第六 (略)

別表第三号～六号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

様式 (略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の14に掲げる無線設備	RW
(略)	(略)

第2条第1項第11号の17に掲げる無線設備	<u>FU</u>
第2条第1項第11号の18に掲げる無線設備	<u>GU</u>
第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備	<u>HU</u>
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	<u>IU</u>
第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	<u>JU</u>
第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備	<u>KU</u>
第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	<u>LU</u>
第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	<u>MU</u>
第2条第1項第11号の25に掲げる無線設備	<u>NU</u>
第2条第1項第11号の26に掲げる無線設備	<u>OU</u>
第2条第1項第11号の27に掲げる無線設備	<u>PU</u>
第2条第1項第11号の28に掲げる無線設備	<u>QU</u>
(略)	(略)

送信装置				一 装置
不要射アス幅波占有周	発又は発スプリ	帯数有周	波数	二 試験項目
(略)	(略)	(略)	(略)	三 測定器等
(略)	(略)	(略)	(略)	四
○	○	○	備設線無の二の二の号一十第項一第条二第	特定無線設備の種別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	○	○	備設線無の二の六の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の三の六の号一十第項一第条二第	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	○	○	備設線無の二の十の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の三の十の号一十第項一第条二第	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	○	○	備設線無の四十の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の五十の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の六十の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の七十の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の八十の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の九十の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の一十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の二十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の三十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の四十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の五十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の六十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の七十二の号一十第項一第条二第	
○	○	○	備設線無の八十二の号一十第項一第条二第	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

置 装 信 受																								
レ ス ポ	ア ス プ リ	減 衰 量	域 幅	通 過 帯	感 度	度 等 の 限	る 電 波	に 発 す	副 次 的	度 送 信 速	力 き の 電	な い と	し て い	を 送 信	搬 送 波	い 電 力	外 漏 え	は 帯 域	電 力 又	漏 え い	ヤ ネ ル	隣 接 チ	時 間	下 が り
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)			
									○	○											○			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)			
									○	○											○			
									○	○											○			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)			
									○	○											○			
									○	○											○			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)			
									○	注	○				16	注	○				17	注	○	
									○						○						○			
									○						16	注	○				○			
									○						○						○			
									○						16	注	○				○			
									○						○						○			
									○						16	注	○				○			
									○						○						○			
									○						16	注	○				○			
									○						16	注	○				○			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)				(略)						(略)				

音 及 雑	総合 歪 率	性 シ ス 特	ン フ ア エ	変 動	周 波 数	振 器 の	局 部 発	調 特 性	相 互 変	圧 効 果	感 度 抑	選 択 度	ヤ ネ ル	隣 接 チ	ン ス
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)		
	(略)		(略)				(略)		(略)		(略)		(略)		

送信装置				一 装置
不要射アスプリ	幅波数帯	占有周波数	周波数	二試験項目
(略)	(略)	(略)	(略)	三測定器等
(略)	(略)	(略)	(略)	四
○	○	○	備設線無の二の二の号一十第項一第条二第	特定無線設備の種別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	○	○	備設線無の二の六の号一十第項一第条二第	(略)
○	○	○	備設線無の三の六の号一十第項一第条二第	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	○	○	備設線無の二の十の号一十第項一第条二第	(略)
○	○	○	備設線無の三の十の号一十第項一第条二第	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	○	○	備設線無の四の十の号一十第項一第条二第	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

置 装 信 受										時 間													
ス レ ス ポ	ア ス ・ プ リ	減 衰 量	域 幅	通 過 帯	感 度	度 等 の 限	る 電 波	に 発 す	副 次 的	度 送 信 速	力 き の 電	な い と	し て い	を 送 信	搬 送 波	い 電 力	外 漏 え	は 帯 域	電 力 又	漏 え い	ヤ ネ ル	隣 接 チ	
	(略)	(略)		(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)		
	(略)	(略)		(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)		
									○	○					○						○		
	(略)	(略)		(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)		
									○	○					○						○		
									○	○					○						○		
	(略)	(略)		(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)		
									○	○					○						○		
	(略)	(略)		(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)		
									○	注	○				16	注	○				17	注	○
	(略)	(略)		(略)	(略)				(略)	(略)					(略)						(略)		

音 及 雑	総 合 歪	性 シ ス 特	ン フ ア	デ イ エ	変 動	周 波 数	振 器 の	局 部 発	調 特 性	相 互 変	圧 効 果	感 度 抑	選 択 度	ヤ ネ ル	隣 接 チ
	(略)			(略)				(略)		(略)		(略)			(略)
	(略)			(略)				(略)		(略)		(略)			(略)
	(略)			(略)				(略)		(略)		(略)			(略)
	(略)			(略)				(略)		(略)		(略)			(略)
	(略)			(略)				(略)		(略)		(略)			(略)
	(略)			(略)				(略)		(略)		(略)			(略)
	(略)			(略)				(略)		(略)		(略)			(略)